

随意契約の結果

【令和8年6月分】役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
虎ノ門二丁目地区第一種市街地再 開発事業に係る事業記録誌作成業 務	契約担当役 東日本都市再生本部長 松村 秀弦 東京都新宿区西新宿 6－5－1	令和8年6月8日	(株) こしらえる 東京都港区南青山 2－2－ 1 5	1010401142348	9,502,900円	9,487,500円	99.8%	当該契約は、事業発足から現在に至るまでの取組を中間 的に整理・総括するものであり、今後の事業推進に資す る記録として活用するため、事業記録誌を作成すること を目的とする。 本業務を履行するには専門的な知識を必要とすることか ら、業務受託者の選定は企画提案方式によることとし た。当該法人からの企画提案書を総合的に判断した結 果、最適であると特定されたため、会計規程第51条第3 項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
新橋・虎ノ門地区におけるイノ ベーション創出拠点施設に係る建 物賃貸借契約について	契約担当役 東日本都市再生本部長 松村 秀弦 東京都新宿区西新宿 6－5－1	令和8年6月22日	(有) 須田ビル 東京都港区西新橋 1－1 7 －8	3010402007218	22,123,200円	22,123,200円	100.0%	当該契約は、業務実施及びイノベーション創出まちづく り実現に資する拠点施設としての事務所の賃貸借契約で ある。 入居当時、立地、規模、賃料等の条件から当該 物件が最適であると判断して賃貸借契約を締結したが、 引き続き当該物件を事務所とすることが最適であること から、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前 回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				
北青山三丁目地区における起工祝 賀会会場費	契約担当役 東日本都市再生本部長 松村 秀弦 東京都新宿区西新宿 6－5－1	令和8年6月30日	明治神宮 東京都港区元赤 2－2－2 3	4011000500534	2,525,875円	2,525,875円	100.0%	北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業における起工 祝賀会会場の条件として、着工時期に会場の空きがある こと、地権者等の移動に負担がない近隣の会場であるこ と、150名程度を収容できる会場であることを満たす必 要があったことから、上記条件を全て満たす会場が当該施設のみで あったことから、会計規程第51条第3項第1号の規定に 基づき、随意契約を行ったものである。	-				